

Q11 災害ボランティアにてチェーンソーや重機の利用をすることがあります。それに伴う事故については補償対象になるでしょうか。

A11 補償対象となります。「チェーンソーを使用する森林ボランティア活動」は補償対象外ですが、それ以外のボランティア活動におけるチェーンソーや重機の使用は補償されます。

Q12 学生のボランティア保険適用可否について教えてください。

A12 学校が教育計画の一環として行う「学校管理下中の活動」は対象外です。

具体的な例は以下の表をご参照ください。

<学校関連のボランティア活動>

内容	対象可否	事例	備考
①授業中	×	・各科目授業中 ・特別活動中（児童・生徒・学生会活動、学級会活動、ホームルーム、学級指導、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除等）	学校管理下
②課外活動中	×	クラブ活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導等	学校管理下
③休憩時間	×	始業前、業間休み、昼休み、放課後	学校管理下
④教育実習	×	教育実習	
⑤宿題	×	宿題	ボランティア活動を課題としている宿題も対象外。
⑥自由研究（夏ボラ）	○	自由研究 夏体験ボランティア	自由研究テーマとして自らボランティア活動を選択するもの。単位取得等がある場合は対象外。
⑦ボランティアサークル・クラブ活動	○		生徒が自ら選択し参加する形態は対象。 学校管理下として授業に該当するものは対象外。
⑧奉仕体験活動	×	都立高校新教科「人間と社会」による奉仕体験活動 (平成28年度より全面实施)	単位取得、必修科目となるものは対象外。
⑨学校外部の人による活動	○	総合学習の手伝い 等	無償による活動のみ対象
⑩大学のボランティア学科による活動	○	無償による活動に自発的に参加し、単位取得と無関係の場合	
	×	単位取得には繋がらないが、内申点等の評価対象となる場合	